

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所地域保健課	番号 8
審 査 基 準	許認可等の内容	専属薬剤師設置免除許可	
	根拠法令及び条項	医療法第18条ただし書	
	関係条項	医療法施行規則第7条	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>(1) 病院、診療所の標榜する診療科目、調剤数等を総合的に勘案して判断する。例えば、比較的調剤数が少なく、また、調剤の内容も単純なものが多い耳鼻いんこう科、眼科又は、整形外科のみを標榜する医療機関であること。(昭和24年9月2日医収第962号厚生省医務局長回答)</p> <p>(2) 必要に応じ非専属の薬剤師を勤務させること。なお、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律との関係から、非専属薬剤師として病院、診療所に勤務する者は、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局の管理薬剤師ではないこと。(昭和29年4月5日医収第132号厚生省医務局長回答)</p>	
	参考事項	「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集(中央法規)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	
標準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 5日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	